

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（総務省情報流通行政局情報流通振興課）

項目名	国立研究開発法人情報通信研究機構が政府のみを出資者とする法人となることに伴う税制上の所要の措置
税目	登録免許税、所得税、印紙税、消費税、法人税
要望の内容	<p>(1) 要望の必要性                      独立行政法人の抜本改革のため、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、講ずべき措置を取りまとめた「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定）を踏まえ、総務省の外部有識者による検討会での検討結果、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の信用基金については、既存案件の保証期間等が終了次第、速やかに清算するものとされている。今般、信用基金を清算するため、機構は令和5年5月に同信用基金への政府以外の者からの出資金を全額出資者に払戻しを完了しており、これに伴い、機構の出資状況が変更され、政府のみを出資者とする法人となることから、(2)の税制上の所要の措置を講ずる必要がある。</p> <p>(2) 要望の内容</p> <p>○登録免許税                      「登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件（非課税登記関係）」（平成十五年九月三十日財務省告示第六百十号）の「国立研究開発法人情報通信研究機構」の項を削り、「登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件（非課税法人関係）」（平成十三年三月十五日財務省告示第五十七号）に国立研究開発法人情報通信研究機構の項を追加し、「名称 国立研究開発法人情報通信研究機構 根拠法 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）」を規定する。</p> <p>○所得税                      「所得税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件」（平成十五年財務省告示第六百五号）による機構の指定を継続する。</p> <p>○印紙税                      「別表第三 非課税文書の表（第五条関係）」の「国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十四条第一項第一号から第八号まで（業務の範囲）の業務及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号（機構による特定通信・放送開発事業の推進）の業務に関する文書」の項を削り、「印紙税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件」（平成十三年三月十五日財務省告示第五十六号）に国立研究開発法人情報通信研究機構の項を追加し、「名称 国立研究開発法人情報通信研究機構 根拠法 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）」を規定する。</p> <p>○消費税                      「別表第三（第三条、第六十条、附則第十九条の三関係）」の「独立行政法人（所得税法別表第一の独立行政法人の項に規定するものに限る。）」の項への機構の該当性を継続する。</p> <p>○法人税                      「法人税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を指定する件」の「国立研究開発法人情報通信研究機構」の項を削り、「法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件」に国立研究開発法人情報通信研究機構の項を追加し、「名称 国立研究開発法人情報通信研究機構 根拠法 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）」を規定する。</p>

		平年度の減収見込額      ▲0.7百万円 (制度自体の減収額)      ( - 百万円) (改正増減収額)          ( - 百万円)	
新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 —	
		(2) 施策の必要性 —	
今回の要望（租税特別措置）	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—

	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
前回要望時の達成目標		—	

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	-	